○文部科学省告示第三十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる特別史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年三月十八日

文部科学大臣　下村　博文

上欄	下欄		
名称	関係告示	所在地	地域
三内丸山遺跡	平成九年文部省告示第百二十九号及び平成十二年文部省告示第百七十三号	青森県青森市大字安田字近野 同　大字三内字丸山	二〇三番一のうち実測二三九・五平方メートル、二〇三番二のうち実測一三〇・五二平方メートル、二〇三番三のうち実測一・七二平方メートル、二〇三番五のうち実測一二・八八平方メートル、二〇三番六のうち実測一四〇・六〇平方メートル、二〇三番一のうち実測七九・二一平方メートル、二〇三番三、二〇六番一のうち実測八三・三一平方メートル、二一八番一のうち実測八八・六九平方メートル、二一七番一のうち実測二一・九一平方メートル、二一七番三、二一八番のうち実測一四一・五七平方メートル、二一九番一のうち実測二七七・八九平方メートル、二一九番二のうち実測一九二・〇九平方メートル、二一九番四、二二五番一、二六一番、二六二番
藤原宮跡	昭和二十一年文部省告示第二十号、昭和二十九年文化財保護委員会告示第三十二号、昭和五十二年文部省告示第二十四号、昭和五十五年文部省告示第百七十九号、平成元年文部省告示第百十二号、平成五年文部省告示第百五十一号、平成十九年文部科学省告示第百七十一号、平成二十年文部科学省告示第百六十号、平成二十二年文部科学省告示第百四十七号及び平成二十五年文部科学省告示第四十三号	奈良県橿原市高殿町 同　縄手町	二九九番一、四九七番、四九八番 三九二番のうち実測四九六・〇〇平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定する場合については、地域に関する実測図を奈良県教育委員会及び橿原市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

備考　地域に関する実測図を鹿児島県教育委員会及び喜界町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。